

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	形質変更等に関する許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	学校施設の確保に関する政令第 11 条

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	学校施設の確保に関する政令第 11 条 学校施設の確保に関する政令施行規則第 3 条
審 査 基 準	<p><input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定</p> <p>交付、通知又は公告があった後は、返還の目的である学校施設の占有者及び当該学校施設又は当該学校施設にある工作物その他の物件につき権利を有する者は、返還後の使用に支障を及ぼす虞がない場合を除く外、管理者の許可を受けなければ、当該学校施設の形質を変更し、当該学校施設を収去し、その他当該学校施設の効用を害する行為をすることができない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p><input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定</p> <p>過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することは困難</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日